平成２５年（フ）第９５３７号
東京都品川区小山４丁目８―16
破産者　今　　真純
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３８０号
千葉県浦安市富士見５丁目１番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀３丁目14番２号
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４７３号
東京都墨田区立川３丁目６―16―401
破産者　小柳伸一郎
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２４９号
東京都立川市柴崎町３丁目11番２号
破産者　株式会社リモデリング　ネクスト
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７９号
東京都港区南青山７丁目９―７
破産者　河本　兼尚
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６３６号
東京都杉並区和泉２丁目34―４
破産者　小林　將智（旧姓田中）
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４４号
神奈川県大和市深見2177番地１
破産者　合同会社め組運輸
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９０号
神奈川県綾瀬市寺尾本町１―10―30、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区大口通り33小野方
破産者　有限会社アイ企画
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７号
神奈川県綾瀬市大上９丁目19番８号
破産者　有限会社ツールズアンクル
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７号
長野県飯田市高羽町４丁目５番地10
破産者　有限会社ほし
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第４８７９号
大阪市北区野崎町６番８号ノース梅田ビル
破産者　八聖産業株式会社
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９０号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町22丁目137番地
破産者　ＯＷＬ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９９号
大阪府大東市谷川２丁目８番14号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区東小橋３丁目１番９号
破産者　明和ガード株式会社
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８号
大阪市西淀川区野里２丁目６番５号
破産者　有限会社ジンナイファーネス
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１号
大阪市西区土佐堀１丁目６番20号
破産者　株式会社ＯＴＢ
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８７号
大阪府守口市大日東町23番４号
破産者　有限会社和双電気
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１１号
大阪市西区靱本町１丁目６番10号本町西井ビル
破産者　株式会社アイエムシー
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７号
島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀1218番５
破産者　株式会社シザックス
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２５年（フ）第１３１２１号
東京都八王子市左入町467番地７
破産者　株式会社洲巳興産
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１２２号
神奈川県相模原市中央区矢部２丁目10―８メゾネットグリーンＤ
破産者　石井　靖久
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部